

28年第2回定例会提出議案

■ 6月6日 付議事件

番 号	件 名	要 旨	付託先 委員会	議決 結果
報告第2号	平成27年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書について	平成28年第1回定例会で議決及び同年3月31日に専決処分をした次の事業に係る繰越明許費の歳出予算の経費の繰越計算書の報告 (1) 保育所入所等事業 (2) 放課後児童クラブ運営事業 (3) 民間保育所等運営補助事業 (4) 保育定員拡充事業 (5) 公立保育所運営事業 (6) カドマイスターを探せ！事業 (7) ものづくりネットワーク事業 (8) 桑才排水機場整備事業 (9) 水路敷有効活用事業 (10) 親水空間整備事業 (11) 住宅市街地総合整備事業 (12) 防災対策事業 (13) 小学校施設整備事業 (14) 私立幼稚園就園奨励費補助事業 (15) (仮称) 市立総合体育館建設事業	—	議決 不要
報告第3号	平成27年度門真市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	平成28年第1回定例会で議決を得た公共下水道整備事業に係る繰越明許費の歳出予算の経費の繰越計算書の報告	—	議決 不要
報告第4号	平成27年度門真市水道事業会計予算繰越計算書について	水道事業会計予算繰越計算書の報告 公共下水道打越管渠築造工事に伴う配水管復元工事の予算繰越	—	議決 不要
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について)	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,754,580千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22,551,183千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入(歳入補正の内容) 諸収入・雑入 1,754,580千円 (2) 歳出(歳出補正の内容) 繰上充用金・繰上充用金 1,754,580千円 2 専決日 平成28年5月31日	民生常 任委員 会	承認
議案第43号	門真市立沖小学校大規模改造工事(第2期)請負契約の締結について	1 契約金額 411,933,600円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 大阪市都島区片町一丁目3番4号 株式会社中道組 代表取締役 中道正伸 4 工期 議会の議決のあった日から平成29年3月31日まで	総務建 設常任 委員会	可決

議案第44号	門真市立門真小学校プール建替及び南校舎棟撤去他工事請負契約の締結について	1 契約金額 228,692,160円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 門真市島頭3丁目23番36号 富国建設株式会社門真営業所 所長 宮原達規 4 工期 議会の議決のあった日から平成29年3月31日まで	総務建設常任委員会	可決
議案第45号	公共下水道島頭第2管渠 ^{きよ} 築造工事(2)請負契約の締結について	1 契約金額 203,070,240円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 大阪市中央区大手前一丁目2番15号 岩田地崎建設株式会社大阪支店 執行役員支店長 空橋進 4 工期 議会の議決のあった日から平成29年3月31日まで	総務建設常任委員会	可決
議案第46号	(仮称)東田町公園整備工事請負契約の締結について	1 契約金額 163,944,000円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 大阪市中央区南船場四丁目6番10号 矢野建設株式会社 代表取締役 矢野勇治 4 工期 議会の議決のあった日から平成30年3月31日まで	総務建設常任委員会	可決
議案第47号	門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について	1 要旨 公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第194号)の施行に伴い、本市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げを行うため、次に掲げる関係条例について、所要の改正を行うもの (1) 門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例 (2) 門真市議会議員及び門真市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例 (3) 門真市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例 2 施行日 公布の日	総務建設常任委員会	可決
議案第48号	門真市建築基準法施行条例の一部改正について	1 要旨 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第10号)の施行に伴い、引用条項の整備等を行うため所要の改正を行うもの 2 施行日 公布の日	総務建設常任委員会	可決
議案第49号	門真市自転車安全利用に関するマナー条例の一部改正について	1 要旨 大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成28年大阪府条例第5号)の施行に伴い、自転車事故の保険等の加入の義務について定めるため所要の改正を行うもの	総務建設常任委員会	可決

		2 施行日 平成28年7月1日		
議案第50号	平成28年度門真市一般会計補正予算（第3号）	<p>既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ19,084千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56,695,468千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内容）</p> <p>繰入金・基金繰入金 10,084千円</p> <p>市債・市債 9,000千円</p> <p>(2) 歳出（歳出補正の内容）</p> <p>民生費・児童福祉費 10,692千円</p> <p>教育費・保健体育費 9,085千円</p> <p>予備費・予備費 △693千円</p> <p>2 地方債の補正</p> <p>変更分</p> <p>目的 住宅市街地総合整備</p> <p>限度額 2,348,400千円→ 2,357,400千円</p>	総務建設常任委員会 文教常任委員会	可決
議案第52号	平成28年度門真市一般会計補正予算（第4号）	<p>既定の歳出予算の総額56,695,468千円の範囲内で更正する。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳出（歳出補正の内容）</p> <p>民生費・国民健康保険費 1,860千円</p> <p>予備費・予備費 △1,860千円</p>	民生常任委員会	可決
議案第53号	平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	<p>既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,860千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22,556,043千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内容）</p> <p>国庫支出金・国庫補助金 3,000千円</p> <p>繰入金・一般会計繰入金 1,860千円</p> <p>(2) 歳出（歳出補正の内容）</p> <p>総務費・総務管理費 4,860千円</p>	民生常任委員会	可決
議案第51号	監査委員の選任について	溝端 稔委員の任期満了（平成28年9月16日）に伴うもの	—	同意

■ 6月16日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
議案第54号	平成28年度門真市一般会計補正予算（第5号）	<p>既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ48,340千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56,743,808千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内容）</p> <p>府支出金・委託金 18,340千円</p> <p>繰入金・基金繰入金 30,000千円</p> <p>(2) 歳出（歳出補正の内容）</p> <p>総務費・選挙費 43,197千円</p> <p>予備費・予備費 5,143千円</p>	—	可決

■ 6月17日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先 委員会	議決 結果
議員提出 議案第4号	<p>精神障がい者への医療費助成及び運賃割引適用を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 高橋 嘉子 内海 武寿 佐藤 親太 後藤 太平 福田 英彦 大倉 基文</p>	<p>平成5年の障害者基本法により、これまで主に医療の対象であった精神障がい者が障がい者福祉の対象として位置づけられ、身体・知的障がい者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられた。しかし、障がい者福祉において、障がい者間の格差は解消されていない。</p> <p>例えば、身体・知的障がい者の重度障がい者について、全ての医療費が助成対象となっているが、精神障がい者の場合、17都道府県及び7政令市以外では、精神科の通院医療以外の診療科目について助成の対象になっていない。</p> <p>また、公共機関の運賃割引においても、身体・知的障がい者の重度障がい者は、JR、民営鉄道、バス、航空機等の運賃、高速道路の通行料など割引の対象となっているが、大阪府下で精神障がい者においては、大阪市営交通、高槻市営バスの運賃以外は割引の対象になっていない。</p> <p>よって政府及び大阪府においては、身体・知的障がい者と同水準に至るまで精神障がい者福祉を充実するよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精神障がい者に対する医療費助成制度については、身体・知的障がい者の重度障がい者と同様に全診療科目の入院・通院費の助成を行うこと。</p> <p>2 公共交通機関の運賃割引について、身体・知的障がい者と同様の割引を実施するよう事業者、関係機関に働きかけること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成28年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 厚生労働大臣 各宛て 国土交通大臣 大阪府知事</p>	—	可決
議員提出 議案第5号	<p>骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 高橋 嘉子 内海 武寿 佐藤 親太 後藤 太平 福田 英彦 大倉 基文</p>	<p>骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼びかける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。</p> <p>骨髄バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、さ</p>	—	可決

		<p>まざまな要因による。</p> <p>骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関してさまざまな取り組みが行われている。</p> <p>しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。</p> <p>よって政府においては、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。</p> <p>2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">平成28年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 総務大臣 各宛て 厚生労働大臣</p>		
<p>議員提出 議案第6号</p>	<p>待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 内海 武寿 佐藤 親太 後藤 太平 大倉 基文</p>	<p>政府は「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の受け入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として2万人を超える待機児童が存在する。</p> <p>また、待機児童は主に大都市を有する都道府県に多く存在することから、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要である。</p> <p>こうした観点から、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取り組みを推進するとともに、待機児童の多い地域においては即効性ある受け皿の確保などを集中的に講ずることも必要である。</p> <p>よって政府においては、必要な予算の確保も含め、早急に待機児童の解消を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 待機児童解消のため、企業主導型保育を強力に推進するとともに「待機児童解消加速化プラン」を着実に実施すること。また、子ども・子育て支援新制度を利用者目線で総点検し、実態に応じた公定価格の実現を図るこ</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>可決</p>

		<p>と。</p> <p>2 多様な保育ニーズと保育施設とのマッチングを行う「保育コンシェルジュ」について、利用者の視点に立った機能強化を推進すること。</p> <p>3 都市部における施設整備の用地確保を図るため、定期借地制度や公務員住宅、国立大学法人等の空きスペースの活用など、公有地等を活用した保育所等の整備に取り組むこと。</p> <p>4 保育士の賃金引き上げやキャリアアップ支援など、保育士のさらなる処遇改善を検討すること。また、短時間正社員制度の推進や育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成28年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 厚生労働大臣 各宛て 内閣府特命担当大臣 (少子化対策男女共同参画)</p>		
--	--	--	--	--